

第16回革新的事業活動評価委員会 議事要旨

1 日時

令和2年9月28日 16:00~17:00

2 場所

Web会議、内閣府本府2階C会議室

3 出席者

【委員】

安念委員、小黒委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、板東委員、増島委員

【事務局】

内閣官房 日本経済再総合事務局 野原次長、山影参事官、田邊企画官、萩原参事官補佐、
緒方参事官補佐、浦野参事官補佐、長野参事官補佐

内閣官房副長官補室 藤山参事官

【出席者】

案件1.

消費者庁 片桐審議官、西川表示対策課長、森田食品表示企画課保健表示室長、新垣 消費
者政策課課長補佐

農林水産省 水田生産局長、服部大臣官房政策課企画官、宮本生産局園芸作物課園芸流通
加工対策室長、岡本生産局園芸作物課課長補佐

一般財団法人日本ヘルスケア協会 丹羽氏、中田氏、佐藤氏、芹澤氏

4 議題

委員長の互選

新技術等実証計画の認定申請書について

その他（報告等）

5 議事経過

(1) 各委員の互選により安念委員が委員長に選出された

(2) 案件1に関して、申請者である一般財団法人日本ヘルスケア協会から申請内容の説明が

あり、その後、消費者庁と農林水産省から、主務大臣の見解として認定の見込みである旨の説明があった。

(3)主な質疑応答は以下のとおり。

○ 委員

小売店が表示をするうえで、規制に違反しないようにするにはどのような方法を考えているのか。

○ 申請者

勉強会を参加企業に対して開催し、マニュアルの内容を説明する。売り場での表示の際に協会も立ち会う。保健所にも実証を行うことを伝達する。

○ 委員

小売店が違反した場合についての消費者庁の説明に対して、協会はどのような見解か。

○ 申請者

そもそも、一般的な特徴としての機能性についての表示はできるという認識。とはいえ、何でもよいという訳ではない。実態としては、機能性表示食品の制度ができてから、小売店は機能性についての表示は控えてきた。今回の認定を受けて、第三者委員会でも審議した協会のマニュアルの基づく表示から進めていきたいと考えている。

○ 委員

消費者庁の説明では留保があるようにも聞こえるが、それで構わないのか。

○ 申請者

実証を通じて、消費者の誤認がないかを確認し、表示内容を深化させていきたいと考えている。

○ 委員

効果測定について。表示を行った店舗と行わなかった店舗で比較したり、そういうことは考えているのか。

○ 申請者

2012年に農水省が九州で行った実証が参考になると考えている。この時は、表示の仕方を変えながら、商品動向を分析していた。今回はそこまで細かくできるかは分からないが、実施店舗と未実施店舗の比較は行う予定。

○ 委員

規制改革につなげるという意味での効果測定を期待したい。現行制度の課題を検証できるような分析をお願いしたいと思う。

○ 委員

今回の実証は実店舗と理解しているが、コロナ禍において、ECなどで野菜を購入する機会が多くなっている状況を鑑みて、ネット上での表示の課題も検証できるのか。

○ 申請者

以前ネットで野菜を販売していたことがあり、その時は抗酸化についての説明も行って消費者からも好評であった。機能性表示食品制度ができてからはそういった表示を控えるようにしたが、消費者からの反応が薄くなってしまった。今回実店舗で10店舗以上を目指しているが、可能であればネットでも実施したいと思う。消費者アンケートを取りやすい利点もある。

○ 委員

3点。

①説明資料のタイトル野菜に表示になっているが、申請書では野菜果実25種類となっている。この点は問題ないのか。

②トマトと言ってもものによってさまざまである。どういう形で表示をするのか。表示例ではリコピンについて例示しているが、粒度などものによる違いはどう示すのか。

③鮮魚・精肉についての取り組みは考えているのか。

○ 申請者

①果物についての表示も対象としている。

②どのトマトにもリコピンは含まれている。多いか少ないかが生産者の努力による。これを数値化して示していきたい。リコピンそのものの説明は、全体として一般的な特徴として表示することを考えている。

③鮮魚・精肉はまだまだ機能性表示食品としての届け出は少ないようだが、徐々に出てきている印象。ただし、まだまだ研究が必要な部分が多い。

○ 事務局

タイトルについては申請者とも相談して対応を考えたい。

○ 委員

消費者・生産者にとって有意義な取り組みだと思うが、第三者委員会での検証などのスキームも含めて今後は広げていきたいという考え方なのか。方向性を聞きたい。

○ 申請者

第三者委員会の役割としては、より多くの参加者を集めるうえで、より客観性の高いマニュアルであることを示すものである。参加者の要望に沿う形で進めていきたい。

(4)申請者、消費者庁及び農林水産省の退席後、委員会としての意見について審議がなされ、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

(以上)